

宜 議 第 1 6 3 号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

議 長
大城 政利 殿

経済建設常任委員会
委員長 呉屋 等

委員会審査結果について（報告）

第 4 0 6 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成 2 9 年 6 月 1 4 日	平成 2 9 年 6 月 1 4 日	議案第 4 2 号
平成 2 9 年 6 月 1 5 日	平成 2 9 年 6 月 1 5 日	陳情第 7 0 号、議案第 4 2 号、陳情第 1 3 号、陳情第 1 7 号
平成 2 9 年 6 月 2 2 日	平成 2 9 年 6 月 2 2 日	意見書第 2 9 号、陳情第 7 0 号
会議日数 3 日間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第42号	市道の認定について	平成29年 6月13日	平成29年 6月15日	原案決
陳情第70号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情	平成29年 6月13日	平成29年 6月22日	採択
意見書第29号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書(案)	—	平成29年 6月22日	本会議へ提出
陳情第13号	耐震診断費用の自己負担軽減について	平成26年 12月9日	—	継続審査
陳情第17号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情	平成27年 3月4日	—	継続審査

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 平成29年6月14日(木) 1日目

午前10時00分 開会

午後 2時39分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(3名)

建設 部長	伊波 興博
土木 課長	又吉 直広

市街地整備課 課長	比嘉 徹
-----------	------

○議会事務局職員出席者

主任 主事	渡嘉敷 真
-------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議 番	案 号	件	名	
議 第	4	2	案 号	市道の認定について

第406回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年6月14日（水）第1日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第42号 市道の認定について

《 現 場 視 察 》

※我如古4丁目付近及び宇地泊、佐真下第二土地区画整理事業地内の視察を行う。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時32分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、議案第42号に対する質疑を許します。

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 市道認定を行うメリットを伺いたい。

○建設部次長 我如古4丁目農住組合土地区画整理事業を行う以前は道路が整備されておらず、一部の住宅のみが建設できる状況であったが、道路が整備され、住宅建築が進むことにより経済活動に影響を与えるほか、固定資産評価が上がることにより税収増が期待される。

○知名康司 委員 固定資産評価はかなり上がると考えるが、地目の評価替えを行うのはいつ頃か伺いたい。

○建設部次長 固定資産の評価替えは3年に1度行われると理解しているが、いつの時点で評価がなされるのかは把握していない。担当部署が現地確認を行い、評価するものとする。

○米須清正 委員 新たに認定する予定である市道我如古38号は行き止まりと

なるのか伺いたい。

○**土木課長** 当該市道は嘉数中学校の裏側にあり、市道を計画した当初は嘉数中学校の裏門があったが、学校側の意向により裏門が閉鎖された経緯がある。しかし、地下には下水管等が埋設されていることもあり、そのまま市道認定を行う必要があると判断したものである。

○**米須清正 委員** 学校の意向が変われば裏門が設置される可能性もあるか。

○**土木課長** 裏門が設置された際に市道我如古38号を歩道として使用いただくのは問題ないものとする。

○**知名康司 委員** 我如古4丁目農住組合土地区画整理事業地内には公園があるが、管理はどこが行うのか。

○**建設部次長** 市が管理するが、地域や自治会等とも連携してまいりたい。

○**宮城司 委員** 我如古4丁目農住組合土地区画整理事業地内への出入り口となる道路は市道我如古26号のみと理解してよいか。

○**建設部次長** 市道我如古28号からも出入り可能である。そのほか、2つの歩行者専用道路が整備されている。

○**宮城司 委員** 市道我如古30号は歩行者専用であり、車の通行はできないと理解してよいか。

○**建設部次長** 当該市道の先は里道が整備されているが、既存のアパートにつながる専用道路であり、一般には通行できないものである。

○**宮城司 委員** 市道我如古29号が歩行者専用道路として整備された理由をお聞きしたい。

○**建設部次長** 当該道路は区画整理事業地と地区外を結ぶ道路であるが、高低差が大きいため階段として整備したものである。

○**宮城司 委員** 市道の両隣の地権者が市道の上の空間を使用できるか。

○**建設部次長** 市道の上部を占有することはできないと考える。

○**伊佐哲雄 委員** 区画整理事業の施工主体によってさまざまな形態があると思うが、それぞれの特徴について伺いたい。

○**建設部次長** 組合施工の場合は70～80%、農住組合では100%の地権者同意が必要であるが、公共施工の場合は特に規定はない。

○**伊佐哲雄 委員** 組合施工の場合、市はどのように関与するのか。

○**市街地整備課長** 指導や助言などを行っている。

○**伊佐哲雄 委員** 組合が行う区画整理事業に市が関わるメリットを伺いたい。

○**建設部次長** 固定資産税等の増収のほか、これまで開発できなかった場所が開発できることもメリットとなると考える。

○**土木課長** 市道の総延長距離は地方交付税の交付額に影響するため、市道を認定するメリットと捉えてよいものとする。

○呉屋等 委員 新たに認定する市道の幅員及び距離がわかる資料をいただきたい。

○建設部次長 提供してまいりたい。

○濱元朝晴 委員 市道我如古30号を延伸して市道我如古26号につなげることにより、区画整理事業地を一周する道路ができるが、その予定はあるか。

○建設部次長 当該箇所については、地権者が同意しなかったことにより区画整理事業地区から除外した経緯があり、現在のところ予定していない。

○米須清正 委員 市道と公園には境界となるフェンス等を設置するのか。

○建設部次長 境界部分には蓋付きの側溝を整備している。柵等の設置については、今後、地域の方と相談しながら検討してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後2時39分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 平成29年6月15日(木) 2日目

午前10時01分 開議
午前10時49分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(0名)

○参考人(1名) ※随行者1名

全駐留軍労働組合 沖縄地区本部執行委員長	與那覇 栄蔵
-------------------------	--------

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議 番	案 号	件 名
陳 第 7 0 号	情 号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情
議 第 4 2 号	案 号	市道の認定について
陳 第 1 3 号	情 号	耐震診断費用の自己負担軽減について
陳 第 1 7 号	情 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

第406回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年6月15日（木）第2日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時01分）

【議題】

陳情第70号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

～趣旨説明～

○参考人 駐留軍関係離職者等臨時措置法は、1958年に5年間の時限立法として成立した法律であり、これまで5年ごとに延長を行ってきた。法の内容は在日米軍の撤退等により基地従業員が離職を余儀なくされた場合に救済措置を定めるものである。過去には、ベトナム戦争が終結した際に人員整理があり、2万8,000人いた基地従業員が7,000人に減となった。その際、当該法律を利用することで多くの基地従業員の再就職や起業が実現できたと伺っている。現在、嘉手納以南の米軍基地の整理縮小が合意されており、影響が懸念される。基地のない市町村には理解が進まない現状があるため、各市町村議会からもお力添えをいただきたい。

～参考人意見聴取～

○知念秀明 委員 当該法律は60年間に渡って延長されているが、恒久法として法整備を行うことは検討されなかったのか。

○参考人 米軍基地が恒久的に存在することが前提となるため、恒久法はハードルが高いと伺っている。

○宮城司 委員 ベトナム戦争終結後に基地従業員が7,000名となったという御説明があったが、日本全国の基地従業員数と理解してよいか。

○参考人 沖縄県内の基地従業員数である。

○宮城司 委員 県内で約2万人の大量解雇が発生したことになるが、駐留軍関係離職者等臨時措置法によりどの程度の方が救済されたのか。

○参考人 追跡調査はしていないが、市役所を初めとする公官庁や企業に再就職がなされ、相当な効果があったと伺っている。

○宮城司 委員 陳情書には海兵隊施設に4,854人、嘉手納以南の対象施設には3,734人の基地従業員が存在しているとのことだが、嘉手納以南の対象施設で従

事している従業員数は海兵隊施設に従事する4,854人に含まれていると理解してよいか。

○参考人 海兵隊施設には海軍やサービス関係の従業員も勤務している。嘉手納以南の施設で勤務する従業員と重複する部分もある。

○宮城司 委員 嘉手納以南の基地で勤務する約4,000人の方が日米合意の影響を受ける可能性があるということか。

○参考人 そのとおりである。

○知念秀明 委員 前は平成24年に陳情書を提出されているが、県内の全市町村に提出したのか。

○参考人 県や県議会を初め、各市町村及び議会に提出したものである。

○知念秀明 委員 提出を受けた各市町村議会の採択の状況を伺いたい。

○参考人 資料がないため答弁できないが、大方から採択をいただいた。

○知念秀明 委員 今回も同様に全市町村に陳情書を提出したのか。

○参考人 そのとおりである。

○呉屋等 委員 基地従業員の定年はいくつか。

○参考人 60歳であるが、年金の関係で65歳までの雇用延長も可能である。

○呉屋等 委員 軍間で従業員を融通することもあるか。

○参考人 軍間の異動も可能である。全駐留軍労働組合でも防衛局から従業員のデータを提供いただき、職種に応じた異動ができるよう努めている。また、宜野湾市には898人の従業員が勤務している。

○呉屋等 委員 市内の従業員数は組合加入者のみと理解してよいか。

○参考人 全従業員数である。

○呉屋等 委員 意見書案が添付されているが、沖縄防衛局をあて先に追加する必要はないか。

○参考人 防衛大臣と厚生労働大臣に対して送付していただきたい。

○伊佐哲雄 委員 基地従業員の平均年齢は46.3歳ということであるが、若い方の応募は少ないのか。

○参考人 40から50代が6割を占めており、平均勤務期間は12年である。ある程度職歴のある方の応募が多いと考える。

○伊佐哲雄 委員 人事異動はどのようになされるのか伺いたい。

○参考人 米国人監督者から防衛局へ人員要求がなされ、防衛局が従業員のデータに基づき面接を案内するのが通例である。

○伊佐哲雄 委員 従業員の免許や賞罰についてのデータが管理されているのか。

○参考人 そのとおりである。

○知名康司 委員 基地内の従業員は優遇されていると伺ったことがあるが、

先ほど平均12年の勤務期間と伺った。離職する理由はなにか。

○参考人 職種によって給与が定められており、差が生じている。希望どおりにステップアップすることができない場合に離職することがあると考える。

また、従業員の平均給与は月27万円程度である。

○知名康司 委員 駐留軍関係離職者等臨時措置法により離職時に手厚い待遇が受けられると考えるが、再就職は進んでいるのか。

○参考人 当該法律が適用されるのは米駐留軍の撤退等により離職を余儀なくされた場合である。過去に当該法律が適用されたことにより再就職ができた方からは大変評価が高い。また、軍に直接雇用されている方のほか、請負契約により勤務している方も同法が適用可能である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第42号 市道の認定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

【議題】

陳情第13号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第17号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

上記2件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることにより決定。

【議題】

陳情第70号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

【審査期限延長申出】

本件については、6月15日までに審査を終えるよう期限が付されているが、なお慎重に審査する必要があるため、6月22日までに審査期限を延長するよう議長に要求することに決定。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時49分)

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 平成29年6月22日(木) 3日目

午後 3時09分 開議

午後 3時12分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	吳屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○議会議務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議 案 番 号	件 名
意 見 書 第 2 9 号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情
陳 情 第 7 0 号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書（案）

第406回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成29年6月22日（木）第3日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開議時刻 午後 3時09分）

【議題】

意見書第29号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で意見書（案）のとおり議長へ提出すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後 3時11分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後 3時11分）

【議題】

陳情第70号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

【質疑省略】

【討論】

省略。

【審査結果】

意見書が可決されており、同趣旨であるため採択したものとみなす。

【議題】

所管事務調査について

○呉屋等 委員長 経済建設常任委員会の県外所管事務調査について、事務局から案を説明していただきたい。

○議会事務局 （視察先の案について説明を行う）

○呉屋等 委員長 視察を行いたい事項について意見を聴取いたしたい。

○宮城司 委員 景観条例を視察いたしたい。

○知名康司 委員 上下水道事業の統合について視察いたしたい。

○呉屋等 委員長 それでは、山梨県南アルプス市にて「景観計画について」、長野県大町市にて「上下水道事業の統合について」を視察いたしたい。なお、日程は平成29年10月31日から11月2日までの3日間といたしたいが、いかがか。

(「異議なし」という者あり)

○呉屋等 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3時12分)